

「中間家譜」と「中間由来記」

— 福岡藩中間家文書 —

溝 淵 芳 正

先ごろ筆者は、ふとしたことから福岡藩士であった中間家の子孫吉富みゆきさん（山口県長門市東深川在住）を知り、所蔵されている「中間家譜」及び「中間由来記」という古文書を見せて頂いた。これは吉富さんの実家中間家に伝来したもので、筆者のかねて探していた文書である。

中間家の祖、中間六郎右衛門統胤は、戦国時代の末期、豊前国下毛郡の一戸城（那馬溪町大字宮園）を居城として、大友氏の幕下にあったが、天正十五年（一五八七）、黒田孝高豊前入部のとき、黒田氏に臣従し、のち黒田氏に従って筑前に移っている。

本文書は、黒田氏の豊前入部以来の中間統胤に関する記述が大半を占めており、当時の中間氏を知る貴重な史料であり、その一部は既に『下毛郡誌』に引用されているが、全文は公にされたことがないので、ここに紹介しておきたい。

ところで、この二つの文書は表題は違っているが、内容は全く同じで、「中間由来記」は「中間家譜」を写したものである。というのは「由来記」には書写の際生じたと思われる誤記や文章の一部脱落があるからである（後註（1）（5）参照）従って、ここでは「家譜」の方を紹介することにしたい。（文中傍点は筆者、（ ）内は割書を示す）

中間家譜

中間山城守大江統胤、幼名六郎次郎、後六郎右衛門と云。豊前国下毛郡中間の庄山国を領し、(1) 一つ戸の城主也(此所凡三万石余の郷内)。数代大友に親み、幕下と成て居たりしが、天正十五年、黒田孝高公豊前国内六郡を御拝領被成、御入部之節、前以、御身方に属すべき由御内通有之に付、一番に御身方に属す。(2) (太閤其前九州御退治として筑紫御下向有之節、友杉山城守御向のため長州下関迄罷出候処、御前へ被召出、御目見被仰付、九州表之儀何廉御尋の事共具に申上ければ、自分の身上の儀をも御尋の上、田高二十丁加増被仰付候由にて御朱印被成下、頂戴の上急御先へ可罷帰候旨被仰出候。其時孝高公も御先手として御下りにて、右罷出候御も御出会被成、とくと御存知被成候故、此節も先六郎右衛門方へ御案内被成、御身方に従ひ候へとなり)。

此時統胤思ひけるは、常々城井中務、山田大膳共に三人は同意に友なひ睦みたるに、我一人孝高公に従はば、日來に同士の約束にちがふ。又孝高に背けば天下に對し弓引に同じ。其上孝高公は、聞ゆる良才の人なれば、いかにしてか立置給ふべき。しかれば家を亡し、身を失う。いかげんと案じけるが、兎にも角にも、衆議同意せざれば不成事、人の異見をも聞ばやと思ひ、家人の騎者百余人有けるを(友杉外記五百石、下川専左衛門四百五十石、末村源内二百石、板並藏人三百七十石、陶山九左衛門三百五十石などをはじめ)一人も不残よび集、今度黒田孝高此國を拜領にて打入らる。此間内意も有之、御身方に従ひ候へとの事也。孝高に可従か又は日來のちなみの同士と申談、城を枕として可打果哉、各の所存聞たし。口々区々にては事決しがたく、所存の通りを書付入札すべし、と下知しければ、家人共皆々思ふ処を書て、入札をぞしたりける。尤其内無筆の者も多かりければ、物書者仕廻たる跡にて、銘々の存寄を頼て書付、入仕廻たる時、統胤箱より取出し、見けるに、何れも皆孝高に従ひてよからんと書付たり。是を見て、さらば何も此存念のうへは思惟にも不及とて、孝高公にぞ付たりける。

孝高公は、秀才明智の人なれば、國士共一旦御身方に成たり共、いか成内心もや有らんと思召て、所々奸者を入、逐道、ぬ

け道に夜待をさせ置れたるに、果して城井中務方より中間が方へ参りたる飛脚の使参りて帰る所を捕へて、飛脚の者は籠に入置封箱は孝高公へ捧ければ、孝高公御被見有けるに、年来申談たる様に、今度我等と共に一味して楯籠られ候へと申来りしに中間同心せず、内々は同意とてぞ申談候へども、今度黒田に叛けば天下に逆心と申物にて候、天下に対し弓を引可申様も無之候、我等は此程孝高に従ひたり、今更変改も成かたし、各の思召不宜儀と存候、尤毛利老岐守殿と被仰合の由に候へ共、惡意もなき黒田を背き、わけもなき人と申談候ては上様にも御聞被成候て、慥成士とは被思召候まじ、今又黒田不儀とは何事を可申立や、当国を上より拝領せられたるうへは、そこそこに地頭を付候事は理也、粉骨を尽し国郡を取候も、身を立家頼を可取立為の事也、此理を能分別して、思ひ留られ可然存候、某事は、たとひいか成事候ととも、一度頼入、彼方よりも被頼思よし約諾申たる事なれば、違変は仕候まじ、此段於御同意は往々可申談候。との文言也。

是を御覽じて、扱は慥成味方成とて感じ玉ひ、敵兵帰服の計謀ども御熟談有し也。

山田大膳とて、是も山中の要害よき所に在て、しかも強敵にて人数も多く、城井にも増る良士成しが、城井と同敷引籠りて孝高公に不従、孝高公先是を討ん事を談せられしに、是は中間が従兄弟成ければ、常に心安く、城の案内はいふに及ばず、内証迄も能知りたりければ、山田は中間がよも別心は有まじと案慎して居たる所に、孝高公の兵を案内して導入ければ輒攻入る。思ひがけなき事なれば、敵防兼て忽城を乗とられ、一類不残討れぬ。

或説に、中間が所存大低は見へけれども、洎底の程猶も御様可被成とて、山田はいとこの事なれば定て山田が内証も能知つらん、山田同意せずば討て出し候へと有し故、山田が方へ行て孝高と一身の事すすめ候へども、靡く様子もなかりければ忽首を討て提来りしと云。

是備に中間が忠義也とて、孝高公甚感じ黒田の名字を授けて御一族と思召のよし(是より後は、長政公中間が事名をば不言して、同名、同名とのみ呼ばれ、何ぞ家臣を呼集らるる節か又は年始などに、六郎右衛門運参の事あれば同名運参とて、いつ迄も待て盃を不被始と也)にて、則右の赴具に秀吉公へ言上有ければ、太閤聞召て、中間が存意尤なりと宜ひ、此者は己前よ

り、御存知の者也とて、秀吉公より先知行五百石被下のよしにて御朱印を被成下、当時孝高へ御預被成候間悪敷仕間敷候由被仰出候へば、孝高公よりも此己後は我等一族に仕候而、一方をも頼可申と存候旨被仰上也。併中間只今迄の従類被官數百人にて大勢の身上なれば、中々ケ様の儀にて相つづき申者にて無御座由、栗山備後孝高公へ申上ければ、自分より本地の内三千石相添都合三千五百石、又嫡子喜太郎に四百石、弟与次兵衛に三百石をぞ与へられける(6)（御折紙家に伝へて今に所持す、毎々の御感書御折紙悉くは備はらざれ共過半は家に存せり）。

文祿元年、大閩朝鮮御陣の節、六郎右衛門は孝高公の謀臣たるに依て御傍にのみ被召置、長政公の渡海したまう節は行ず、其翌年孝高公御渡海の時孝高公に従て渡海す（此時中間人數百五十余人、指物地紅に天地と云字を上下に一字宛書、中に輪を三つならべて付る、此輪は白地、文字は墨にて書、家の紋輪の内に三つ星なれば輪斗三つ付る也(7)天○○○地○○○）。

中間の二字を常に用るといへ共、朝鮮在陣の中は、中ゲンと読事多ければ、奴僕に紛るる事を嫌中摩を用（大友よりの感書には中間とあり、城井落去記には中真とかけり）。

孝高公朝鮮着岸の節は、長政公は（其前都にて諸將各評議有て、七道を手分して治らるべきとなり）黄海道に赴、彼筋より攻行るべきとて七里ほど先へ屯有し故、其所へ孝高公より長政公へ中間を使として被遣。尤此時、敵国の中を一人行事なれば道中に何分の事かあらん。御心許なきとて孝高公の人數五十人相添被成ける。然る処に案のごとく道にて敵一、二万も有つらん、發来て中に取籠、散々に攻戦ふ。多勢なれ共二百斗の人數に切立られ、山の手のように引退く。此時六郎右衛門自身唐人三人討捕る。其外相従ふ友杉外記、陶山、板並などいづれも烈しく戦ふて首五、六宛とらざるはなかりけり。六郎右衛門下知しけるは、長政公へ肝要の使に行事なれば、寔にて隙とりては長政公の旅行に逐付がたし、敵少し退たるぞ幸なれ、行道急げとて又元の道を押して、長政公の陣し玉ふ所に追付、しかじかの由申上ければ、長政公さらば孝高公へ対面せんとて、忽人數は其所に陣とらせ、手廻の人數斗にて都の方へ赴かれける。統胤も同く供して行ける所に、又敵大勢長政公へ立向ひ競りかかりけれ共、長政公元より猛き大将なれば、難なく打破て被通ける。此時も統胤又唐人に出合い、唐人四、五人にて取返し、既

に危かりしに三人に手負せ、二人は討取、首を長政公へ御目に懸ければ、往來の難儀、其力戰の次第孝高公へも被仰上、孝高公、長政公より御感書をぞ被下ける。其後孝高公朝鮮御在留の中も所々にて度々働あり。彼所和談に成て各被引取砌、釜山浦にて舟軍有し時も、敵の舟に乘移り敵の首中間手に五つ迄討取る。

慶長五年、孝高公豊後陣にも六郎右衛門并子供御供しける。併統胤は、孝高公の御本陣に被召置軍場へは出し玉はず。其子細は数代大友の幕下にて、きのふけふ迄出会たりし者、此節相戦ふ事いかが成とて、昼夜御傍にのみ置給いて軍事をのみ相談し玉ひとなり。其嫡子喜太郎（後六郎右衛門と云、部屋住に四百石被下候）弟小左衛門（後号与次兵衛、始三百石後に加増有て都合五百石被下、御折紙今に家に伝ふ）、御付人三十人手勢合て百十人にて先陣いたし、喜太郎廿一歳、大友方の物頭十時左衛門と云者と鎧を合、しばらくせり合しが双方勝負なかりしかば、よせ合せ引組て首を取。弟小左衛門十九歳、冑付の首一平首一討取。其節中間手に討取首己上九つ皆実檢に入れば甚感じ玉ひ、則兩人へ御感書をぞ被下ける（孝高公の御手に付て兄弟共に初陣也）。

一説に、此節孝高公より御褒美として兄喜太郎に御羽織、小左衛門に御小袖被下けるとなん。

其後統胤は隠居被仰付、名を任可と改め、家督喜太郎に黒田の御称号共に諸事無相違被仰付、名をも六郎右衛門と改め、隠居料として五十人扶持を被下常に御傍に仕候し、一生安樂にして寛永二年正月に享年七十三歳にて病死す。福岡少林寺に葬る法名大江院正誓ト也居士と称す。其石碑の銘に曰

切以此先祖彦出豊前州仲間城主也然而於当城大守為忠孝臣、遂順次素懷者也

寔寛永第二天孟春三孝子敬白

慶長五年、関ヶ原御利運にて天下平均になり、長政公に筑前國を御拝領被成、福岡の御城御築被成、成就己後御國中に端城を築かしめ、上座郡小石原松尾城に黒田六郎右衛門を被指置、（宝珠山村に岩屋三社権現の社有、石のかた斗有けるを新に堂社を建立し、棟札に中間六郎右衛門大江統胤建立と記す、其後筑紫四郎右衛門奥門再建すといへ共前の札も有り）此所豊後口

の押の為なれば、自分の人数斗にては不足成べしとて、与力人数（此名付追可考）御付被籠置。其人数皆城内又は近里に居住せしと也。

大坂落城して弥天下太平にて豊成世と成ければ、国々諸主一國一城なるべき由大樹公よりの仰にて、閏六月筑前にも酒井雅楽頭忠世、土井大炊介利勝、安藤対馬守重次より奉書来、國中六ヶ所の端城不残破却せられ、小石原の城も引て福岡の城下に屋敷を賜る。端城持の面々は皆武勲身上撰ばれて預置れたる人物なれば、福岡にて屋敷を与へらるるにも其心持にて、中間には福岡の東の方押のため橋口に賜はる（今勝立寺のあたりより須崎にかけ表七、八十間、入百間余となん）。与次兵衛には稲葉町に屋敷を賜り居住す。

黒田六郎右衛門妻女をば、長政公の御指図にて栗山備後守とし給ふ。備後とは常にむつまじく有りし子細は豊前御入部の節御味方に属し候も専ら備後、大膳⁽¹³⁾兩人の取持有たるに依て、常にも親敷出入しけると也。然るに忠之公の代に至て、大膳逆心を企、流刑の後、六郎右衛門も縁者たるに依て、強て御とがめはなく候へども、おのつから世上けふたく、御暇の願申上候処御許容なく、其後再病身にも成候間、緩々^{ツヅ}補養仕度候由重て相願候へども、御暇は不被下候。病氣を心俣に養生可仕旨にて百人扶持を被下、上座郡大屋村に蟄居して二、三年程有けれども、兎角御暇申上度、井上道伯も常に心安くちなみければ、彼を頼み色々御佗申上、同人肝煎にて願之通御暇被下候に付、直に豊前下毛郡中間の庄に引越す。此時、与次兵衛も同敷御暇申上、一同に引取り候なり。

六郎右衛門は、其後毛利刑部殿御肝煎にて大膳大夫殿へ先知三千石の御約束にて在付、家老其外役人十一人に出会いたし、響応などいたしけるに、食傷にて二、三日過死去仕候に付、長門の内ホキ村と申所（下関より三里あり）寺に葬る。廊所今に在り。（毛利刑部殿御袋は栗山備後後妻なり、大膳為には継母、六郎右衛門妻の為には実母なり）此時、ホキ村より死去の事を告来る使、六郎右衛門長門迄召連候馬乘末村源内を指越して註進す。

六郎右衛門は女子斗七人有之、内福岡にて御暇不申内縁に付る一人は野村勘右衛門、一人は松下源介、一人は其年出生いた

し候末子兩人の姉に預置罷立、兄弟中の養育仕人と成て、津田市之丞取持媒にて津屋崎の辺在自村の浪人百生に嫁す。⁽¹⁶⁾

六郎右衛門死去仕り候て其妻子は其俣ホキ村に在留仕候に付、大膳大夫殿より後家に三十人扶持被下、女子は同家の家老小玉右京と申仁に、御指図にて嫁候て男子一人出生す。然るに右京いか成故にか剃髪して高野山に入れれば、右京妻は、ホキ村の母と一所に遇居しけるに、刑部殿より十人扶持を賜り、養子聲を取て母をも養育す。其遠孫今にホキ村にあり。

弟与次兵衛は、六郎右衛門福岡立退候時分一同に御暇申し、豊前中間の庄に引込蟄居して有けるが、其比肥前国嶋原の一揆あり、御陣立の由を聞付悴孫之進召連、早速嶋原の御陣所へ走付、しるべを求め、甲斐守様へ⁽¹⁷⁾申上御手につき、凶徒夜がけの夜首一つ、同城乗の時分も輪の中に三ツ星の紋付たる者、群に抽^{あしひ}ぶりよく持候を忠之公直に御覽被成、則御前へ被召出いか成者ぞと御尋被成に付、具して申上ければ、さすが中間の印也とて御登被成、悴孫之進召連、福岡へ御供可仕候由にて御帰陣の上甲斐守様も御取持被成、先知の通五百石の御朱印被成下帰參仕相勤る（此折紙并に嶋原にての働の趣を黒田専右衛門と申人より来候書状家に伝へて今に在）。享年七十四歳にて病死す。福岡円応寺に葬る。改名清誉信也と号す（与次兵衛妻は三宅若狭娘を娶て子供数多生めり）。

⁽¹⁸⁾嫡子喜兵衛、幼名吉六後孫之進、十七歳にて父の家督無相違相続すといへども、家禄五百石を二つに分ち、三百石喜兵衛、二百石弟惣左衛門に被下。喜兵衛妻安田勘右衛門妹を娶て妻とす（安田氏は美作国の出生、福嶋左衛門大夫殿家臣成しが彼家亡びて後、板倉内膳殿甥なる故、彼より御頼にて御当家に參）。喜兵衛或時江戸御銀奉行を蒙、相勤たる時、同役の奴僕に御銀箱一盗まれ、詮議の上銀箱は取戻し元のごとくたりといへども、不調法の次第とて同役四人（近藤清兵衛、横地伊右衛門、大塩勘太夫、中間喜兵衛）一同に御暇被下、安田勘右衛門方へ引取、暫く彼方に在て後、妹聲広田十兵衛知行所志摩郡上原村に引込蟄居いたし罷在候処、吉田久大夫無益老御取持にて、寛文六年百五十石にて被召出、御馬廻に御加、又御奉公相勤七十四歳にて隠居いたし嫡子権之助に家督無相違譲り、享年七十七歳にて病死す。円応寺に葬る。法名白誉宗清と称す。

⁽¹⁹⁾権之助、父の家禄百五十石相続して御馬廻に勤来候処、貞享年⁽²⁰⁾に先の立花勘左衛門殿与力に被御付、勘左衛門殿知行所御笠

郡武蔵村に在宅し罷在候内病氣発、享年四十九歳にて死す。円応寺に葬る。改名際壽交覚と号す。男子二人あり、幼少故家祿百五十石の内七十石は先預り置候、生長の後勤に出候節は無異儀返し可賜とて八十石の知相続いたし、暫時は嫡子喜之助受持といへども、生質不具にて病痾多して夭死す。因て浜田治右衛門といふ者に相続させ、采地十石の加増有て都合九十石の地今に受領して立花の家に勤仕す。

註(1) 一つ戸 「由来記」は一つ戸の△▽を△門▽と誤記。

(2) 友杉山城守 中間統胤のことで、△友杉▽は中間氏の別姓。

(3) 友杉外記 中間統胤の叔父。「中間系図」に、



(4) 御棟 手立・方法の意。

(5) 傍点部分 「由来記」には脱落。

(6) 喜太郎 名は忠胤、四百石(部屋知行)を給されたのは筑前に移ってからである(「増益黒田家臣伝」)。

(7) 与次兵衛 名は重友、三百石を給されたのは慶長七年(「中間家文書」)。為扶持、於上座郡三百石之地宛行尋、目録別紙在之、全可令領知者也

慶長七年拾二月廿三日 長政(黒印)

中广小左衛門尉殿

(8) (6) 参照。

(9) (7) 参照。

(10) 統胤の隠居は「黒田三藩分限帳」所収「元和九年知行高帳」に統胤二千五百石、嫡子喜太郎四百石とあるから、元和九年以後のこ

とである。

(11) 黒田六郎右衛門は統胤。

(12) 黒田六郎右衛門は忠胤(喜太郎)

(13) 大膳 黒田氏豊前入部の天正十五年には大膳はまだ生れていない(天正十九年一月二十二日生)。これについて「由来記」に「此仰伝此通ニテ候哉事」という書込あり。

(14) 毛利刑部 毛利元就の五男元清の子秀元の二男元知(権三郎、刑部、刑部少輔)であろう。

(15) 栗山備後後妻 毛利刑部の八御袋とあるは誤りで、毛利元就の五男元清の未亡人が、徳川家康の御声がかかりで毛利秀元の姉の格式で栗山備後利安に嫁し、栗山家滅亡後、寛永十二年に毛利家に帰っている(平凡社発行「江戸家老百人」所収、松垣元吉氏「栗山大膳」)。

(16) 「由来記」に、八七人共ニ当国ニ而出生被成哉文意不解御座候の書込あり。

(17) 甲斐守 支藩秋月藩主黒田長興。

(18) 喜兵衛 名は経家。

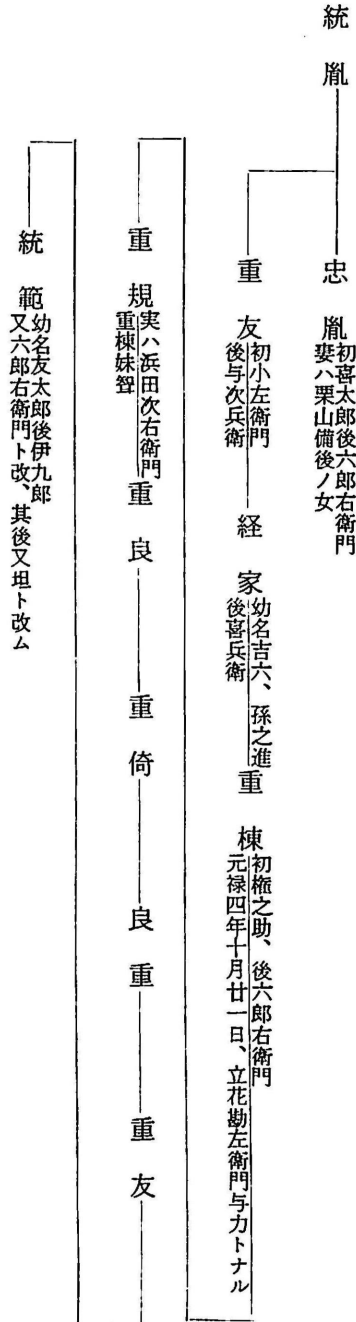
(19)・(20) 権之助 名は重棟、立花勘左衛門の与力になったのは「中間系図」によると八貞享年でなく元禄四年十月廿一日とある。

(21) 立花勘左衛門 名は増弘、大友氏の宿将立花道雪、同宗茂の老臣薦野三河守増時の孫で、当時福岡藩家老。

付記 中間統胤の名跡は嫡男忠胤のあと断絶していたが、安政五年三月十五日、龍光院(如水)二百五十回忌に際し、中間重友九代の孫統範が、統胤二男の家筋なるを以て、統胤の名跡を許され、馬廻組、知行百石を与えられ、六郎右衛門を称して幕末を迎えている。

(耶馬溪町文化財調査委員・下毛郡耶馬溪町宮園)

中間氏略系図



増訂

豊後大友氏の研究

渡辺澄夫著 新版完成

謎の多い初代能直以来の大友氏の歴史に科学のメスを加えた初版に新たな増補した著者二十余年間の研究の結晶。
 ▲初版御購読の方は、誤植、誤脱がありましたので、無料でお取り替えます。当社までお申し出ください。V

A5・定価 三、八〇〇円

源平の雄 緒方三郎惟栄

渡辺澄夫著 嬭獄大明神の神裔と記された伝説的英雄惟栄を、歴史の世界に蘇生させた近來の名著。

B6・定価 一、五〇〇円

第一法規 九州支社
 〒810 福岡市中央区大手門
 3-5-4 電(092)74-6060